

(5) (2) の⑧により付した条件に基づき基金管理団体から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 助成額の算定方法

特別対策事業の助成額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事業ごとに、別添に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 事業ごとに、別添に定める基準額の合計額を算出する。
- (3) 事業ごとに、上記(1)の額と(2)の額を比較していずれか少ない方の額を助成額とする。

第6 その他

- (1) 基金管理団体は、事業実施団体が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 基金管理団体は、平成21年7月6日厚生労働事務次官通知「平成21年度新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき決定された交付要綱4の表の第1欄に定める区分ごとの交付額については、特別対策事業を実施するにあたり、この区分を超えて経費の配分の変更をしてはならない。
- (3) 基金管理団体は、毎年度上半期及び下半期並びに決算終了時に、別に定めるところにより、基金執行状況報告書（新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業分）を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。
- (4) 基金管理団体は事業実施団体との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

別添

新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金による特別対策事業について

1 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業

(1) 事業の目的

全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築するなど、有効性及び安全性の高い新型インフルエンザワクチンの開発・生産を推進する。

(2) 事業の内容

① 事業内容

- ・細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する事業。
- ・国内企業の鶏卵培養法での生産能力強化等を図る事業。
- ・有効性及び安全性の高い「第3世代ワクチン」の開発等を推進する事業。

② 事業の実施主体

事業実施団体

(3) 助成基準額

厚生労働省が必要と認めた額。

(4) 対象経費

① ワクチンの製造に必要となる施設の新設又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいう。）

② ワクチンの製造に必要となる設備の新設又は増設に必要な消耗品、備品購入費（導入費用を含む）及び工事請負費並びに委託料（建物の内部改装等に必要経費を含む。）

③ ワクチンの開発・生産（付随するアジュバンド、機器等の開発も含む）に要する経費（ただし、人件費は除く。）

④ その他ワクチンに関するもので別の定めにより設置される専門家委員会の意見に基づいて厚生労働大臣が必要と認めた事業に要する経費

2 その他の事業（基金管理事務費）

(1) 事業の目的

新型インフルエンザ対策事業費等のための基金のうち新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備に係る基金に関する基金管理団体における事務処理に要する費用の一部を交付することにより、事務処理の円滑な執行を図ることを目的とする。

(2) 事業の内容

新型インフルエンザ対策事業費等のための基金のうち新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備に係る基金に関する基金管理団体における事務処理に要する費用に充てるため、基金管理団体に対して事務費を交付する。

(3) 事業実施主体
基金管理団体

(4) 交付基準額
164,133,000円

(5) 対象経費
基金に関する基金管理団体の事務のための職員雇上げ費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当）、共済費（社会保険料）、国内旅費、謝金、庁費（賃金、印刷製本費、会議費、会場借料、事務所借料、管理費、備品等借料、通信運搬費、雑役務費等）

(別紙様式)

厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿

番 号
平成 年 月 日

平成○○年度新型インフルエンザ対策事業費等のための基金のうち新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備に係る基金の管理要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

基金の保有区分	年度当初保管料(A)	年度内異動額(B)	年度末保管額(A-B)
	円	円	円
合計額			

※ 平成21年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金の解散年月日 (中止又は廃止も含む)

基金の解散・中止・廃止 年月日	平成 年 月 日
-----------------	----------

4 基金事業に係る経費

事業区分	支出済額	支出内訳
1. 新型インフルエンザワクチン開発 ・生産体制整備事業		
2. その他の事業(基金管理団体事務費)		
小 計 額		
運 用 益		
合 計 額		

(注1) 別添の特別対策事業の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

(注2) ※ 運用益を各事業に繰り入れた際には、繰入額の合計を減らすこと。

